

## 被害者等支援アドバイザー制度の運用について（通達）

最終改正 令和3.3.10 例規務第10号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについて下記のように定め、令和2年9月1日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

### 記

#### 1 趣旨

この通達は、被害者等支援アドバイザー制度の効果的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 被害者等支援アドバイザー制度

犯罪被害者若しくは被災者又はそれらの遺族（以下「被害者等」という。）の支援活動（以下「被害者等支援活動」という。）に携わる各専門分野の部外有識者を被害者等支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として委嘱することにより、被害者等からの相談の対応、被害者等への専門機関の紹介その他の被害者等支援活動に関して必要な助言又は提言（以下「助言等」という。）を受け、当府警察において被害者等支援活動に当たる者の知識及び能力の向上を図るための制度をいう。

#### 3 アドバイザーの委嘱等

##### (1) 推薦

警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者の中からアドバイザーに適していると認められる者を選定し、推薦書（別記様式第1号）により警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

ア 人格識見ともに優れ、社会的信望を有していること。

イ 被害者等支援活動を精力的に行っていること。

ウ 被害者等支援活動に係る知識を有し、かつ、実情に精通していること。

##### (2) 委嘱

本部長は、前記3の(1)に規定する推薦のあった者について、アドバイザーに委嘱することが適当と認めるときは、委嘱書（別記様式第2号）によりアドバイザーとして委嘱するものとする。

##### (3) 委嘱の期間

委嘱の期間は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

##### (4) 委嘱の解除

本部長は、アドバイザーが次に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、アドバイザーの委嘱を解除するとともに、その旨を同人に通知するものとする。

ア アドバイザーから健康状態その他の理由により解除の申出があったとき。

イ 刑罰法令に触れる等アドバイザーとしてふさわしくない行為のあったとき。

#### 4 秘密の保持

警務課長は、アドバイザーに対し、委嘱を受けている間はもとより委嘱を受けなくなった後においても、助言等の求めにより知り得た秘密を漏らしてはならない旨を指導す

ること。

#### 5 アドバイザーの助言等

アドバイザーの助言等の求めは、次の要領により行うものとする。

- (1) 警務課長は、アドバイザーの助言等を必要とするときは、電話、電子メール、訪問等の方法によりこれを求めるものとする。
- (2) アドバイザーの助言等を必要とする所属の長（警務課長を除く。）は、警務課長にその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けた警務課長は、助言等の求めに必要な事項を聴取した上で、前記5の(1)の方法によりアドバイザーの助言等を求めるものとし、アドバイザーから助言等を受けたときは速やかに当該所属の長に通知するものとする。
- (3) 警務課長は、前記5の(1)又は(2)の規定によりアドバイザーから助言等を受けたときは、必要によりその内容を本部長に報告し、指示を受けるものとする。

#### 6 教養等の実施

警務課長は、アドバイザーから受けた助言等を踏まえ、死傷者多数事案等発生時の被害者支援要領の制定について（平成14. 8. 28：例規務・総・生企・地域・刑企・交企・公安第23号）の例規通達2に規定する特別被害者支援要員その他関係する職員に対して効果的な研修及び教養を実施して、被害者等支援活動に関する知識及び能力の向上を図るものとする。

#### 7 専決

この通達に規定する本部長の事務については、警務部長に専決させることができる。

#### 8 経過措置

この通達の実施の際現に従前の定めによりアドバイザーとして委嘱されている者は、この通達の実施の日に前記3の(2)の規定によりアドバイザーとして委嘱された者とみなす。

別記  
様式第1号

年 月 末日 廃棄

推 薦 書

ふりがな		性 別	男 ・ 女
氏 名		生年月日	
職 業			
住 所	電話		
上記の者は、被害者等の支援に係る知識及び経験を有するなどその実情に精通し、被害者等支援アドバイザーの要件に該当していると認められるので推薦します。			
年 月 日			
京都府警察本部長 殿			
警務部警務課長			
被害者等支援アドバイザーとして適当と認められる理由			
年 月	経 歴		

注 推薦書の保存期限は、委嘱の期間が満了し、又は委嘱を解除した日から3年とする。

# 委 嘱 書

(氏 名)

(委嘱内容)

あなたを被害者等支援アドバイザーに委嘱します。

(約定)

1 委嘱の内容

京都府警察における迅速かつ適切な被害者等支援活動の推進のための  
助言及び提言

2 委嘱の期間

年 月 日から 年 月 日までの間

3 委嘱の報酬

無報酬

年 月 日

京都府警察本部長 印